

埼玉県人口動態調査事務費交付金交付要綱

平成9年1月29日衛生部長決裁 制定
平成29年11月30日保健医療部長決裁 改正
令和5年1月19日保健医療部長決裁 改正

(趣旨)

第1条 県は、人口動態事象把握のため、この要綱により、統計法（平成19年5月23日法律第5号）、統計法施行令（平成20年10月31日政令第334号）及び人口動態調査令（昭和21年9月30日勅令第447号）に基づき市町村が実施する人口動態調査事務（以下、「調査事務」という。）に要する経費に対し、毎年度、予算の範囲内において交付金を交付する。

(交付の対象経費)

第2条 交付の対象となる経費は、調査事務に要する旅費及び庁費とする。

(交付金の算定方法)

第3条 この交付金の交付額は、別途定める算出基準による。

(交付金の交付申請)

第4条 市町村長は、交付金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1号の交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、交付金の決定をし、別紙様式第2号の交付決定通知書により、市町村長に対し通知する。

2 前項の規定による決定に当たっては、知事は必要な条件を付することができる。

(交付金の請求)

第6条 交付金の請求は、別紙様式第3号の請求書に歳入歳出決算（見込）書抄本を添えて行う。

(書類の整備)

第7条 市町村長は、この交付金に係る予算及び決算に関する書類を、交付金の交付の決定に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の交付金から適用する。

別紙様式第1号

年度人口動態調査事務費交付金交付申請書

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長

(公印省略)

年度人口動態調査事務費交付金の交付を受けたいので、埼玉県人口動態調査事務費交付金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 金 円

別紙様式第2号

年度人口動態調査事務費交付金交付決定通知書

第 年 月 日 号

長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年度人口動態調査事務費交付金について、埼玉県人口動態調査事務費交付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法
精算払い
- 3 条 件
この交付金は、人口動態調査の実施に要する経費に使用すること

年度人口動態調査事務費交付金交付請求書

第 年 月 日 号

(あて先)

埼玉県知事

市町村長 (公印省略)

年 月 日付け 第 号により交付決定された人口動態調査事務費交付金について、埼玉県人口動態調査事務費交付金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

担当

電話